

## 「令和3年度神奈川県院内保育事業運営費補助事業 事業計画」の記入方法 (各様式の記入例と併せて確認してください)

主要項目のみ、説明や注意点を記載しています。特に記載のない項目については、各様式の記入例を参考に作成願います。

### 「設置施設調査票」(様式1)

#### 1 医療機関について

#### 2 保育施設について

- 「利用形態」には、次のうち該当する内容を記入します。
  - ・ 保育施設を、貴医療機関のみが利用している場合 → 「単独利用」
  - ・ 保育施設を、他の医療機関（病院または診療所。老健や訪問看護ステーション等は含まない）と共同利用している場合 → 「共同利用」
- ※ 「共同利用」の場合は、次行に共同利用をしている他の医療機関名を記入します。  
ただし、共同利用として受け入れる児童は、同法人内施設の職員の子が対象となります。
  
- 「委託状況」には、次のうち該当する内容を記入します。
  - ・ 保育施設を、貴医療機関が直接運営している場合 → 「直接運営」
  - ・ 保育施設を、一部委託している場合 → 「委託（一部）」
  - ・ 保育施設を、全部委託している場合 → 「委託（全部）」
- ※ 「委託（一部）」か「委託（全部）」の場合には、次行に委託業者名と代表者名を記入します。
  
- 「保育時間」には、開園時刻・閉園時刻、開所時間（開園から閉園までの時間）を記入します。別パターンの運営がある場合（週数回の24時間保育等）は、2行目にそのパターンを記入します。
  
- 「24時間保育日数」には、1年間に24時間保育を行う日数を記入しますが、過去実績等を参照の上、確実な値を記入します。特に、以前にこの値が超過したために戻入が生じた医療機関においては、慎重に記入してください。
  
- 「休日保育日数」の休日とは、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日）、12月29日から翌年1月3日となりますが、この日のうち診療日として表示する日は除き、保育を実施した日数を記載してください。
  
- 「病児保育対応」には、保育施設に専任看護師（兼務は不可）がいること、安静室があること等、運用面・施設面の両方で基準があり、合致している保育施設のみ記入可能です。具体的な基準は本書類5ページに記載の「病児等保育の実施に係る基準」を参照してください。
  
- 「緊急一時保育日数」には、**24時間保育を1日も実施していない保育施設が、開所時間外に緊急で児童を預かってもらえる外部施設と契約している場合、その外部施設を利用する年間日数を記**

**入します。**その外部施設への支払は保育施設の会計にて処理し、また、保護者から自己負担額を徴収している場合には、保育施設の収入として処理している必要があります。

- 「児童保育日数」には、**小学校低学年（１～３年生）の児童を保育するために、間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けていること、児童の保育に専従する職員を１名以上配置すること等、運用面・施設面の両方で基準があり、合致している保育施設のみ記入可能です。**具体的な基準は本書類 6 ページに記載の「児童保育の実施に係る基準」を参照してください。
- 「月額保育料」の定義は次のとおりです。
  - ・ 未就学児（一時預りを除く）の月額保育料。
  - ・ 保護者から徴収する給食費用は合算可能。おやつ代は合算不可。
  - ・ 保育児により月額保育料が異なる場合は、保育料総額を対象保育児数で割った額とする。
  - ・ 保育料の計算が月単位では無い場合（時間単位や日数単位の場合）は、8時間を1日とし、25日を1ヶ月として、月額保育料とする。
- 「給食形態」には、次のうち該当する内容を記入します。  
病院調理、保育所給食、利用者持参、その他。

### 3 利用職種

- 令和3年4月1日時点の保育所と保育契約している方を職種別に記載してください。

### 4 令和元年度の医療機関決算について

- 貴医療機関にて作成されている令和元年度の決算書（法人単位）から、表中の項目について記入します。  
※ 前年度（令和2年度）ではありません。

### 5 過去3年間（H30～R2）と今年度（R3）の補助・助成状況

- 院内保育所の運営にかかる給与費および委託費（給与費）について、過去3年間および令和3年度の受給（予定）がある場合は補助・助成事業名を記載してください。

### 6 児童福祉施設最低基準の該当状況

- 児童福祉施設最低基準第32条・第33条の設備・職員の配置基準を満たさない場合に、記載してください。

## 「児童数・保育職員数一覧表」（様式2）

### 1 左の表「未就学の児童数」及び「未就学児童の保育職員数」の記載方法

- こちらの表には、未就業児童数とその保育職員数を記載してください。児童数と保育職員数を月別に記入します。学童保育（小学生低学年1～3年生）を行っている場合でも、学童とその専従職員は記載対象とならず、未就業児童とその保育職員のみが記載の対象となります。
- 児童数〔在籍数〕
  - ・ 一時保育を除いた、貴医療機関の職員の児童（未就学児）を計数します。
  - ・ 4月の欄に児童数を記入します。その年齢別内訳を3つ目の表に記入します。
  - ・ 5月～3月の欄にも、各月の在籍児童数を記入します。
  - ・ 「月平均」は小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までの数値で記入します。
- 児童数〔1日平均預り数〕
  - ・ こちらは実際に預かる人数の1日平均を記入します。このため「在籍数」以下の値になります。
  - ・ 小数点以下第1位までの数値で記入します。
- 保育職員数（24時間保育・休日保育配置職員数も含む）

「保育職員」とは、保育に直接従事する職員のことです。このため、保育施設の担当でも事務職員や給食職員は除きます。内訳として、常勤・非常勤の別に記入します。

  - ・ 「常勤職員」とは、年間を通じて平日は8時間以上勤務する職員のことです。
  - ・ 「非常勤職員」とは、上記常勤職員以外の保育職員のことです。
  - ・ 「非常勤職員」に記入した場合は、必ず、右隣の「→非常勤の常勤換算後」に常勤換算した値を小数点以下第2位で四捨五入し、第1位までの数値で記入します。換算方法は次のとおり。

$$\text{常勤換算値} = \frac{\text{非常勤職員の月延べ勤務時間数}}{\text{（保育施設の月間開所日数} \times \text{8時間）}}$$

（例） 開所日数が22日の月に、延べ60時間勤務する非常勤職員の場合  
 $60 \div (22 \times 8) = 0.340909 \dots \rightarrow 0.34$ で四捨五入して「0.3」と記入する。  
非常勤職員が複数の場合は、全員について同様に換算した合計を記入する。

- ・ 「月平均」は小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までの数値で記入します。
- ・ 「○未就業児童の保育士等職員の合計」の表には、月平均の一部項目を転記し、さらに様式3の備考欄に転記します。

### 2 中央の表「学童保育専従職員」の記載方法

- こちらの表には、学童保育を行っている場合に、**学童を専従して保育する職員**の月ごとの人数を記載してください。（ここに記載した職員は、左表の「未就学児童の保育職員数」には算定しません。）

### 3 右の表「24時間保育 配置職員数」及び「休日保育 配置職員数」の記載方法

- こちらの表には、24時間保育・休日保育をそれぞれ行っている場合に、月ごとの人数を記載してください。

### 「病院内保育施設の運営収支状況調査票」(様式3)

- 左側(令和元年度決算額A)欄には前々年度の収支状況を記載いただきます。  
※ 前年度(令和2年度)ではありません。
- 右側(令和3年度の予算額B)欄については、前年度を参照し、今年度の内容を記載してください。
- 各科目の定義は、本書類7、8ページに記載の「様式3の科目説明」を参照してください。
- 右端の備考欄(職員数や1人当たり給与費等)にも記入が必要です。
  - ・ ①や②の欄には、様式2で算出された値を転記します。
  - ・ ①と②の欄には、表中の①保育士等常勤職員給与、②保育士等非常勤職員給与の値を転記します。
- 給与費(g)には、直接雇用されている保育職員の給与費が入ります。**委託による保育職員の給与費は委託費(m)に、委託費総額(およびその下欄2つに常勤と非常勤の別)として記入します。**
- 減価償却費の欄に値が入る場合は、別紙を作成し、その内容や内訳を記入してください。別紙の様式は任意で作成してください。
- 収益部分(上半分)と費用部分(下半分)の合計は同じ値になります。このため、令和元年度決算額と令和3年度予算額の両年度とも、収益合計(f)と費用合計(n)が一致していることを確認してください。
- 内訳を持つ科目(b, g, ①, h, i, m)は、各内訳の足し上げ計と一致していることを確認してください。

## 病児等保育の実施に係る基準

### (1) 対象児童

ア 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

イ 保育所に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

### (2) 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

### (3) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

### (4) 職員配置等

ア 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

イ 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

ウ 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

エ 他の児童への感染の防止に配慮すること。

### (5) 利用事務手続等

ア 利用事務手続きについては実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

イ 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

### (6) 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

### (7) その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

## 児童保育の実施に係る基準

### (1) 対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であつて、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、放課後児童という。）。

### (2) 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

### (3) 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

○ 「上記のうち有資格者の人数」における有資格者とは、「児童福祉施設最低基準（昭和二三年厚生省令第六三号）第三十八条」に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者のことです。

### 児童福祉施設最低基準（昭和二三年厚生省令第六三号）（抄）

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区限定保育士）の資格を有する者
- 三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。））が適当と認めたもの
  - イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
  - ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ニ 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

### 様式3の科目説明

区分	科目	説明
病院内保育施設運営収益	保育料収入	保育に要する費用の保護者負担額。但し、この費用には給食費を含むが、おやつ代は含まない。
	補助金収入	
	都道府県	病院内保育施設運営費に対する都道府県補助金収入
	市町村	病院内保育施設運営費に対する市町村補助金収入
	設置者負担額	病院内保育施設運営費に対する設置者負担額
	おやつ代	保護者が負担するおやつ代
	その他の収入	病院内保育施設運営費にかかるその他の収入。但し、1科目の金額が5万円を超える場合は独立の項目を設けること。
病院内保育施設運営費用	給与費	
	常勤職員給与	
	職員俸給	常勤職員に支払った俸給
	職員諸手当	常勤職員に支払った諸手当
	法定福利費	職員に対する社会保険料等の事業主負担額
	非常勤職員給与	産休代替職員等の雇上保健師等（非常勤職員）に対する賃金（俸給）、報酬、諸手当、法定福利費
	事業費用	
	給食費	児童の主食費、副食費、間食費及び調味料等の費用
	保健衛生費	施設内医療に要する薬品、医療器具、衛生材料の購入費及び児童の健康診断の実施、施設内の消毒等に要する費用
	炊具食器費	給食等に必要の炊具、食器類の購入費用
	事務費用	
	福利厚生費	職員の健康診断、福利厚生のための費用及び職員に貸与する被服等の購入費用等
	旅費	施設業務のための職員の出張旅費及び各種職員研修への出席旅費
	消耗品費	施設運営に必要な消耗品（用紙、文房具、雑誌等）であって、給食費に属さない費用
	消耗器具備品費	事務用の計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものであって炊具食器費に属さない費用
	光熱水費	電気料、ガス料、水道料、重油、プロパン等の費用
	修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき原状回復に要した通常の修繕のための費用
	役務費	事務用の郵便料金、電報料金、電話料金、諸物品の運搬料、近距離の乗船・乗車費用及び火災保険料等の各種損害保険料等
	借料損料	施設運営に必要な機械器具の借損料、会場借料、物品使用料、車両借上料および駐車料等の費用
	業務委託費	洗濯、清掃等施設業務の一部を他に委託するための費用
減価償却費	固定資産の減価償却費	

	その他	以上のいずれにも属さないもので事務費として支出するための費用
区分	科目	説明
	その他の費用	その他の費用。但し、1科目の金額が5万円を超える場合は独立の項目を設けること。
	退職給与引当金繰入	当該年度に支出する退職金及び退職金給与引当金繰入額
	委託費	運営を関係団体に委託している場合の委託料（保育士等の人件費、消耗品費、役務費等）